## 女性の労働とサブシステンスをめぐる一考察

——80 年代フェミニズムにおける総撤退論を再考する——

日本女子大学 伊吹美貴子

## 1 目的

この報告の目的は、マリア・ミースのサブシステンス・パースペクティブから、80年代フェミニズムにおいて展開された、加納実紀代による「総撤退論」を再考することによって、貧困問題がケアの格差となって現れている、資本主義社会における女性の賃労働者化やジェンダー平等のあり方を問い直すことである。

そこで、このような問題にアプローチするために、フェミニズムの転機であったと思われる 1985-1986 年のフェミニズムに着目する。以下の3つの観点から考察を行いたい。(1) ミースのサブシステンス・パースペクティブを明らかにすること、(2) 加納実紀代が「社縁社会からの総撤退を」(1985=1991) という問題提起をした社会的背景を当時の文脈を踏まえながら明らかにすること、(3) サブシステンス・パースペクティブから総撤退論を再考することである。

## 2 考察

サブシステンスとは、文脈によってその含意は異なるが、基本的には、「生の再生産の基盤」を意味する。ミースは、商品の生産(賃労働)に価値がおかれ、サブシステンスのための活動が家事労働としてそれに従属(シャドウワーク化)している資本主義社会の構造を分析しながら、その構図を逆転するべく、サブシステンスからオルタナティブな社会を展望している。生の再生産の営みを自然や他者と共有し、生の豊かさの源泉とするような視座が、サブシステンス・パースペクティブである。日本では訳語が定着しなかったため、その理論的含意が十分に理解しづらい。

加納の総撤退論とは、女性たちが「社縁社会から総撤退」し、「マイホームの枠をこえた住縁・知縁のネットワークで、使用価値のある仕事をつくり出す」ことをフェミニズムの解放戦略として提起したものである。総撤退論が提起された 1985 年は男女雇用機会均等法が成立し(翌年施行)、翌年の 1986 年は労働者派遣法の施行、第 3 号被保険者制度の導入がなされた。80 年代は、経済のグローバル化と経済のサービス化という資本蓄積体制の新段階への移行の時期であると共に、女性の就業と家族福祉の強化が同時に追求される日本型社会保障システムの再編期であった。そのような時代の転換点にあって、フェミニズムの方向性が問われた時代であり、銃後史研究によって戦争における女性の加害性を問う加納は、女性たちの「社会参加」のあり方に敏感であった。それゆえ、加納は、賃労働と家事労働という二元的な枠組みに収まらない労働のあり方を模索するところで、地域の女性たちによる労働のネットワーク、連帯を創り出していくことを主張していた。こうした主張は、ミースが提示する女性たちによる「自律的サブシステンス」の獲得という方向性と一致している。

総撤退論の問題提起は、「自律的サブシステンス」の観点から再考することができ、生の再生 産の基盤の脆弱性すなわち貧困が社会問題となっている現代において、示唆に富む。

## 文献

Bennholdt = Thomsen. V. & Mies, M., 1999, *The Subsistence Perspective*, Zed Books. 加納実紀代, 1991,「社縁社会からの総撤退を」 小倉利丸・大橋由香子編著『働く/働かない/フェミニズム』青弓社(初出 『新地平』1985 年 11 月号)